

仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）

令和3年度～令和5年度

【答申案】

令和**3**年**3**月 仙台市

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 趣旨.....	1
2 位置づけ.....	1
3 対象.....	2
4 計画期間.....	3
5 SDGs との関係.....	3
第2章 障害のある方を取り巻く現状.....	4
1 国の施策等の動向.....	4
2 本市の現状.....	5
第3章 到達目標.....	7
第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策.....	15
1 見込量の推計の考え方.....	15
2 見込量確保のための方策等.....	15
3 見込量.....	18
第5章 障害者施策を推進するための方策.....	26
1 新型コロナウイルス感染症への対応.....	26
2 今後取り組むべき事項.....	26
第6章 計画の推進.....	28
1 推進体制.....	28
2 各主体の役割.....	28
3 計画の普及・啓発.....	28
4 計画の達成状況の点検及び評価.....	28
資料編.....	30

※文中、「〇〇〇*」とある用語は、資料編4「用語の解説」に説明を記載しています。

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成30年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間は平成30～令和5年度）」、「仙台市障害福祉計画（第5期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第1期）」（いずれも計画期間は平成30～令和2年度）の3計画を策定し、障害福祉施策の充実に努めてきました。

令和2年度には、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価を実施し、各施策の課題を整理するとともに、後期期間（令和3～5年度）に取り組むべき施策の方向性について検討を行いました。

障害者保健福祉計画に関する検討の結果を踏まえ、また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正：令和2年5月19日厚生労働大臣告示）」に基づき、「仙台市障害福祉計画（第6期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第2期）」（いずれも計画期間は令和3～5年度）を策定します。

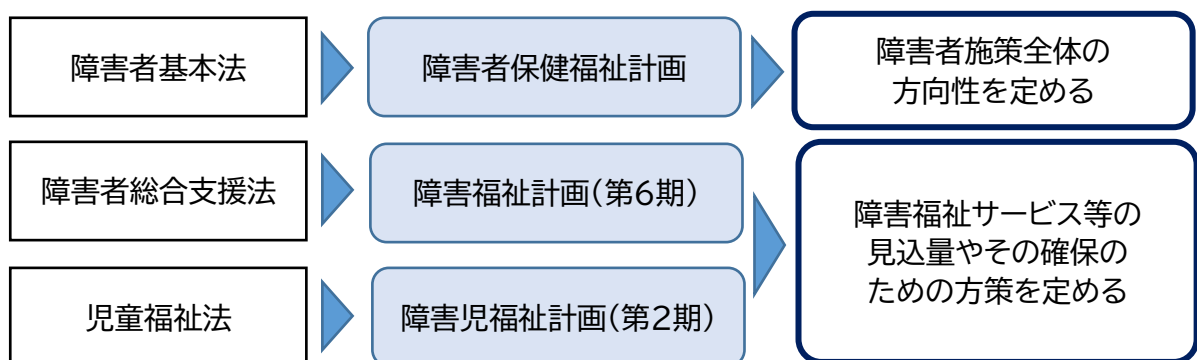
2 位置づけ

(1) 法令根拠

障害福祉計画（第6期）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定めるものです。

また、障害児福祉計画（第2期）は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、障害児通所支援等の見込量やそれを確保するための方策等を定めるものです。

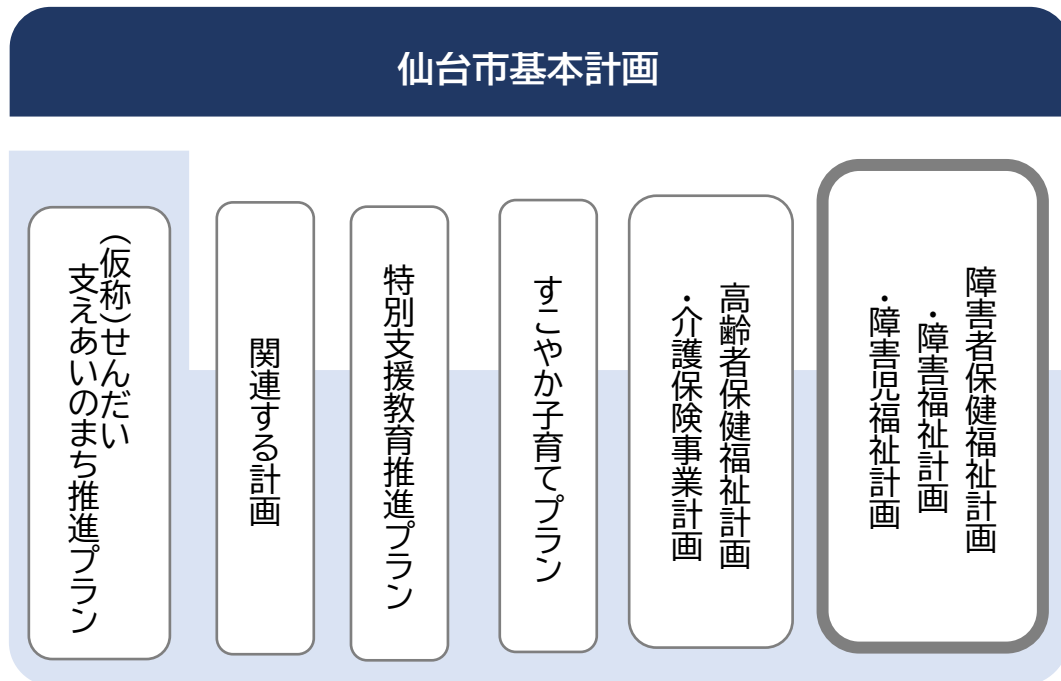
【図：各計画と法律の対応】



(2) 本市の他計画等との関係

「仙台市基本計画」を上位計画とし、計画の目指す都市の姿の実現に向けて、その他各種関連計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

【図：計画の位置づけ】



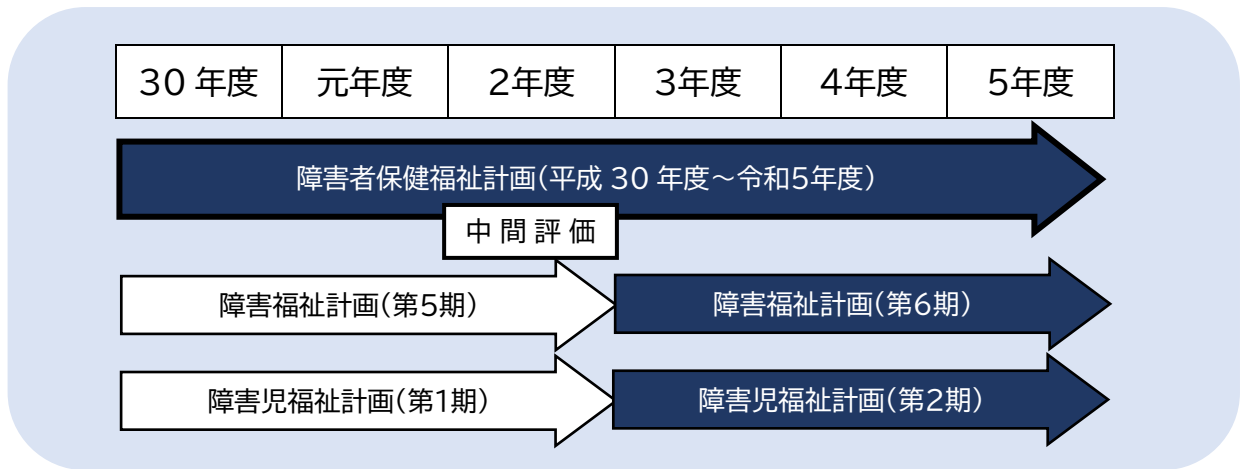
3 対象

「障害者基本法」に定義する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

また、本市がこれまで支援の対象としてきた、難病や高次脳機能障害等、多様な障害のある方や、福祉制度の谷間にある方及びその家族等についても引き続き対象とします。併せて、障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていく施策についても進めていきます。

4 計画期間

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。



5 SDGs との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年（平成27年）に国連総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための2030年（令和12年）までの国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）では、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めま



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



各国内及び各国間の不平等を是正する



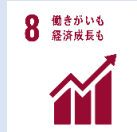
持続可能な生産消費形態を確保する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 国の施策等の動向

(1) 障害理解・差別解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）施行から3年が経過し、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成31年2月より国の障害者政策委員会において見直しの検討が進められてきました。

令和2年6月の委員会意見の取りまとめでは、差別*の定義や概念の明確化、事業者による合理的配慮*の適切な提供の確保の必要性等見直しの考え方が示され、今後は国において具体的な措置について検討が進められ、障害理解が前進することが期待されています。

(2) 障害のある子供への支援

平成28年5月の児童福祉法改正により、医療的ケア児*が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。

また、障害のある子供への支援に関する教育と福祉の連携について、平成30年3月に文部科学省と厚生労働省が取りまとめた報告書では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや保護者支援の取組を充実させることなどが掲げられています。

(3) 社会参加の充実

平成30年度には、国や地方公共団体における障害者法定雇用率*の不適切計上が明らかとなり、これに起因して令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されました。改正法では、不適切計上の再発防止策のほか、精神障害のある方や重い障害のある方を含めた障害者雇用の計画的な推進などが盛り込まれました。

令和3年3月より、障害者法定雇用率は民間企業で2.3%、国及び地方公共団体では2.6%（都道府県等の教育委員会にあっては2.5%）に引き上げることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年6月に施行された、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）により、視覚障害や盲ろう*、発達障害、肢体不自由等によって読書が困難な方に対し、読書環境の整備を進めていくことが求められています。

(4) 環境の整備

障害福祉分野で働く人材の確保・定着は大きな課題となっており、令和元年10月に行われた障害福祉サービス等報酬改定では、消費税率改定に係る報酬改定と併せて、経験や技能のある職員に重点化を図りつつ事業所の実情を踏まえた配分を認める加算が設定されるなど、障害福祉人材の処遇改善が行われました。

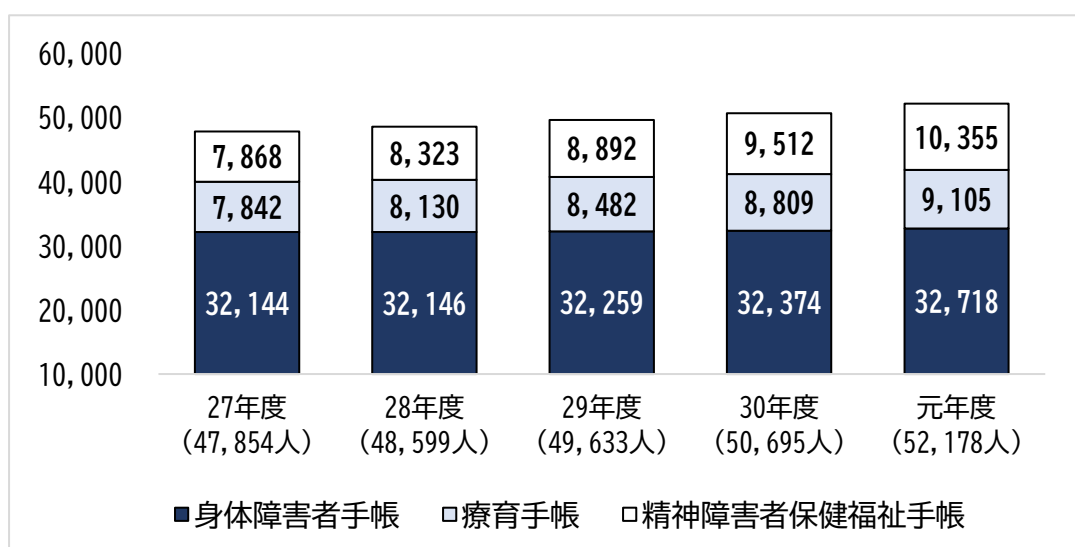
(5) 2020 東京パラリンピックの延期

令和2年8月に開催を予定していた東京パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、1年の延期が決定されています。令和3年度の開催に向けて、引き続きユニバーサルデザイン*の街づくりと心のバリアフリー*の推進が求められています。

2 本市の現状

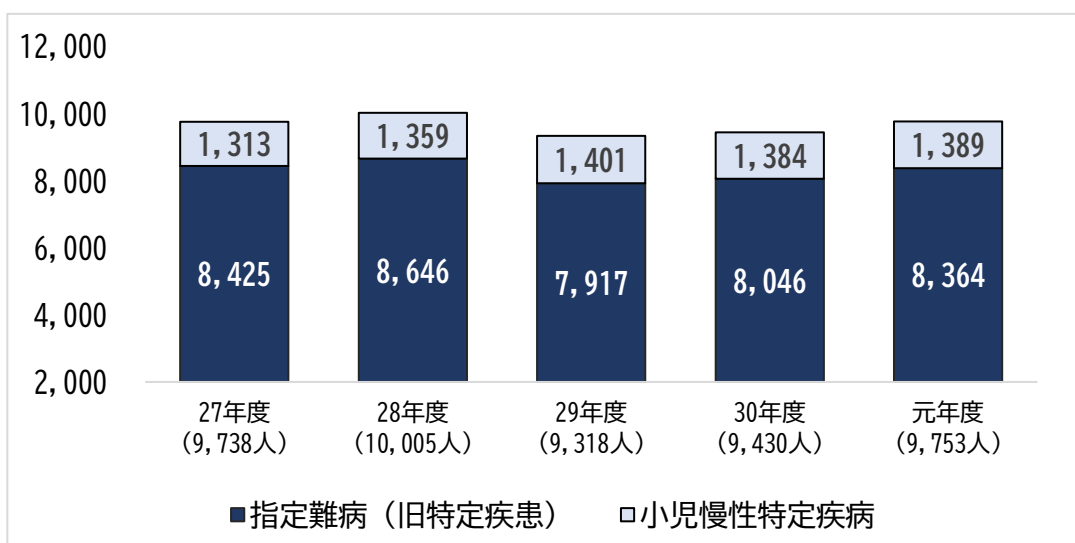
(1) 障害者手帳保持者数

令和元年度の本市の障害者手帳保持者数は52,178人であり、全体的な手帳保持者数、各手帳別の保持者数のいずれも増加傾向となっており、今後も同様の傾向が続くと考えられます。



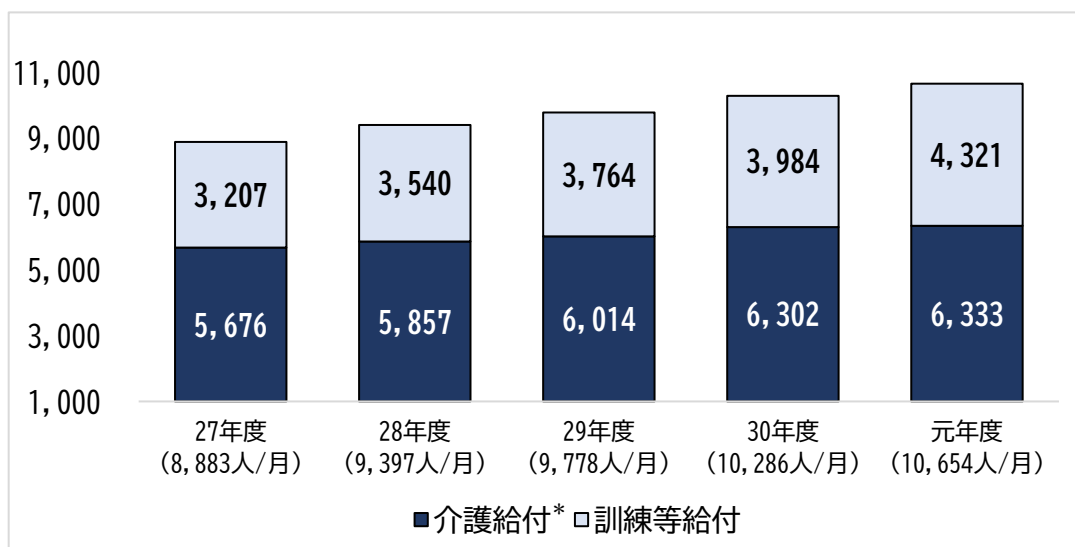
(2) 指定難病*・小児慢性特定疾病*患者数

令和元年度の指定難病・小児慢性特定疾病患者数は9,753人であり、その合計数は平成29年度に一旦減少した後は増加傾向となっています。



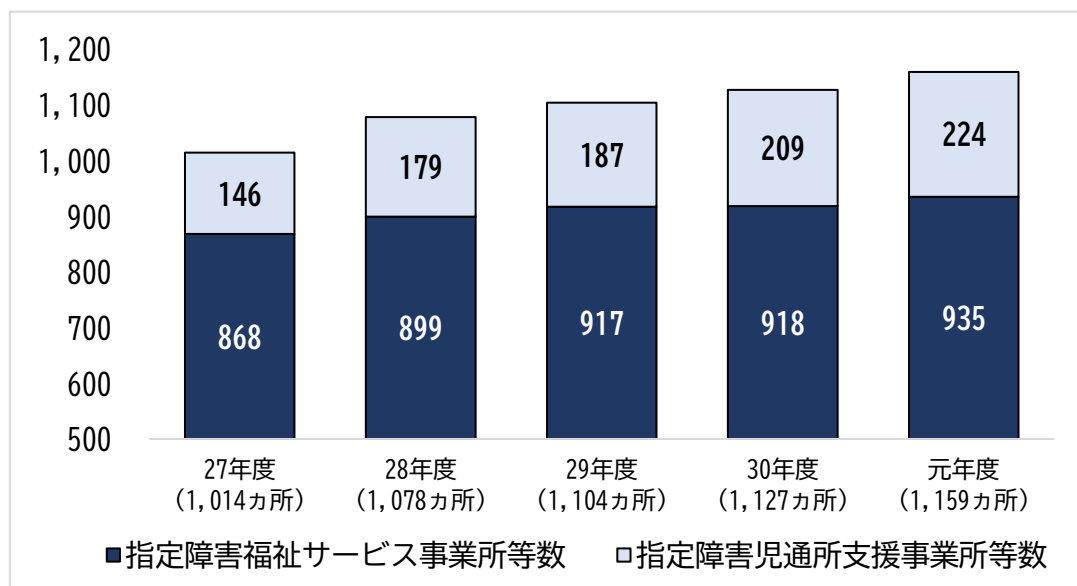
(3) 指定障害福祉サービス等利用者数

令和元年度の利用者数は10,654人/月であり、利用者数は増加傾向にあります。とりわけ訓練等給付*の増加傾向が顕著となっています。



(4) 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

令和元年度の市内の事業所数は1,159カ所と、4年連続で増加しています。指定障害児通所支援事業所等の増加傾向が顕著となっています。



※指定障害福祉サービス事業所等数には相談支援事業所数を、指定障害児通所支援事業所等数には障害児相談支援事業所及び障害児入所施設数を含む。

第3章 到達目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）中の実績や本市の施策の動向を踏まえ、到達目標を設定します。

到達目標一覧

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
(1)施設入所者の地域生活への移行者数
(2)施設入所者数
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】
3 福祉施設の利用者における一般就労*への移行等
(1)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)
(2)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労移行支援)【新設】
(3)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 A 型)【新設】
(4)福祉施設の利用者における一般就労への移行者数(就労継続支援 B 型)【新設】
(5)就労定着支援事業の利用者数【新設】
(6)就労定着支援における就労定着率【新設】
4 障害児支援の提供体制の整備等
(1)児童発達支援センターの支援の質の向上
(2)保育所等訪問支援の利用体制
(3)重症心身障害児*に対する支援
(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】
5 相談支援体制の充実・強化等【新設】
6 障害福祉サービス等の質の向上【新設】
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
(2)実地指導等・集団指導

※障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)では、①「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、②「就労移行支援事業の利用者数」、③「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」及び④「就労定着支援事業による職場定着率」も目標とされていましたが、今回の国の基本指針では削除されています。なお、①については協議の場の設置により目標達成済みであり、②～④については令和2年度末時点における目標を設定していますが、いずれも達成する見込となっています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の全施設入所者数の545人のうち、前計画の目標人数（17人・3%）の地域生活への移行を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	3	5	7	5	6	6

- ▶ 国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしておりますが、重い障害等のため地域生活への移行が困難な方がいる現状から、本市独自の目標として、引き続き前計画の目標人数を維持することとします。

(2) 施設入所者数

令和5年度末時点の施設入所者数について、令和2年度目標人数（537人）を維持する。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	537	545	538	537	537	537

- ▶ 国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとなっておりますが、現在でも各施設に入所待機者がおり、指針の達成が困難なため、本市独自の目標として令和2年度目標人数を維持することとします。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【拡充】

令和5年度末までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
設置				設置	設置	設置
検証・検討の回数				1	1	1

▶ 国の基本指針の通り。

※平成30年度から令和2年度は実績には計上していませんが、モデル事業として実施しています。

3 福祉施設の利用者における一般就労への移行等

(1) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計)

令和5年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績である280人の1.27倍以上（361人）とすることを旨とする。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	276	280	269	319	341	361

▶ 国の基本指針の通り。

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援A型・B型の内数は3(2)～(4)となります。

(2) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労移行支援）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である249人の1.30倍（324人）以上とすることを旨とする。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	226	249	247	287	306	324

▶ 国の基本指針の通り。

(3) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 A 型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である7人の概ね1.26倍（9人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	18	7	8	7	8	9

▶ 国の基本指針の通り。

(4) 福祉施設の利用者における一般就労への移行者数（就労継続支援 B 型）【新設】

令和5年度末時点において、一般就労への移行者数を令和元年度実績である22人の概ね1.23倍（28人）以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	27	22	14	25	27	28

▶ 国の基本指針の通り。

(5) 就労定着支援事業の利用者数【新設】

令和5年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）を通じた一般就労への移行者数である361人のうち7割（253人）が就労定着支援事業を利用することを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	90	141	190	208	229	253

▶ 国の基本指針の通り。

(6) 就労定着支援における就労定着率【新設】

令和5年度末時点において、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
%		69.2	70	70	70	70

▶ 国の基本指針の通り。

※就労定着支援事業は平成30年4月の障害者総合支援法改正により新たに創設された事業のため、令和元年度からの実績を記載しています。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの支援の質の向上

設置済みの児童発達支援センターについて、令和5年度末までに支援の質の向上を目指す。

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では令和元年度末時点ですでに設置済みであるため、支援の質の向上を目指します。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制

令和5年度末までに、アーチルや児童発達支援センターによる保育所等への支援機能の充実を目指す。

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、アーチルや児童発達支援センターによる幼稚園や保育所等への支援機能の充実を目指します。

※発達相談支援センター(北部及び南部)については、「アーチル」としています。

(3) 重症心身障害児に対する支援

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内各区に少なくとも1カ所以上確保することを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
設置済 区数(事 業所数)	4区 (8カ所)	3区 (9カ所)	4区 (9カ所)	4区 (10カ所)	4区 (10カ所)	5区 (11カ所)

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを目指すこととしています。
- ▶ 本市ではすでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【拡充】

令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター登録者数を、令和元年度末実績の6人から13人に増加させることを目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	4	6	11	11	12	13

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 協議の場及びコーディネーターはすでに設置済みであるため、それを上回る値を設定します。

5 相談支援体制の充実・強化等【新設】

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を強化するための体制を確保することを目指す。

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の取組を通じて、関係機関との連携を強化し地域課題を共有することで、市・区自立支援協議会のさらなる活性化を図ります。
- ▶ また、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等の相談支援従事者が、よりの確な支援を展開するためのサポートを行い、地域の相談支援体制の充実を図ります。

6 障害福祉サービス等の質の向上【新設】

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和5年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
人	37	36	13	36	36	36

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加・聴講者数を目標とします。

(2) 実地指導等・集団指導

令和5年度末までに、実地指導等・集団指導の実施回数の増加を目指す。

単位	前期実績			今期目標		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
回(実地指導等)	97	70	61	100	100	100
回(集団指導)	1	1	1	2	2	2

- ▶ 国の基本指針では、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査結果の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、障害福祉サービス等の質の向上のためには、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導の充実を図ることが極めて重要と考えることから、上記の目標を設定します。

第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

1 見込量の推計の考え方

到達目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出しています。また、これまでの実績の伸び率についても考慮しています。

2 見込量確保のための方策等

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、重い障害のある方の増加や地域移行の進捗に伴い、利用者数や利用量の増加が見込まれます。事業者に対し、助成制度などの情報提供を積極的に行い、指定事業所の拡大に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護や就労支援などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重い障害のある方への提供体制の整備に努めます。

さらに居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業者の開設を促します。

(2) 相談支援

計画相談支援については、サービス等利用計画作成者数と相談支援専門員は年々増加傾向にありますが、事業者数は横ばい傾向にあります。サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していきます。

また、精神障害のある方を対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、平成26年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）の一部改正などにより一層の支援が求められております。本市では、長期入院者や精神科病院関係者、地域の支援者への普及啓発により体制整備を進めておりますが、精神科病院との連携強化の構築やピアサポーター*の活用により計画的に取り組むことで、事業の促進を図ります。

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育てと教育、福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点に、本市の就学前療育支援体制に基づく相談支援や療育の提供を行います。

また、放課後等デイサービスについては、必要な見込量の確保が可能となるよう事

業所の新規開設に向けた働きかけを行います。特に、重症心身障害児等の特別な支援が必要な児童の受入が可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受入体制の拡充を進めます。

(4) 発達障害のある方等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内11カ所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

さらに、令和3年度より、児童発達支援センターに通所している児童の保護者を対象に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを**実施**し、その児童の個性に合った子育てを親子で実現するための支援を進めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築【新設】

保健、医療、福祉の関係者による協議の場である精神保健福祉審議会において、平成30年度から令和6年度まで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。

審議会では、「地域における支援体制のあり方」と「精神障害者の地域移行の推進」を主題に、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組【新設】

令和2年7月に開設した基幹相談支援センターでは、相談支援事業所等の相談支援従事者がよりの確な支援を展開するためのサポートを行い、相談支援事業所等の支援力向上に努めます。

また、研修の企画実施や関係機関との連携促進により、人材育成や他機関との協力関係の構築を進め、地域の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組【新設】

宮城県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、実地指導や新規事業所訪問、集団指導を通じて事業者への指導を充実させることで、支援の質の向上を目指します。

(8) 地域生活支援事業*

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のある方が生き

がいをもって自立した地域生活を送るためには、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取組を進めていきます。

(9) 地域生活支援促進事業*

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイル*を作成すること等を通し、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図っていきます。

3 見込量

(1) 障害福祉サービス

	サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量			
			H30	R 1	R3	R4	R5	
①訪問系	居宅介護	時間/月	61,723	63,880	70,749	74,750	79,158	
	重度訪問介護							
	同行援護	利用者数/月	1,763	1,783	1,891	1,951	2,012	
	行動援護							
	重度障害者等包括支援							
②日中活動系	生活介護	人日分/月	35,028	36,454	38,800	39,400	39,800	
		利用者数/月	1,836	1,856	1,940	1,970	1,990	
	自立訓練(機能訓練)	人日分/月	378	451	370	370	370	
		利用者数/月	39	45	36	36	36	
	自立訓練(生活訓練)	人日分/月	3,629	3,517	3,586	3,586	3,586	
		利用者数/月	195	186	191	191	191	
	就労移行支援	人日分/月	6,357	6,673	6,780	7,050	7,320	
		利用者数/月	430	438	452	470	488	
	就労継続支援A型	人日分/月	6,972	7,591	8,322	8,854	9,386	
		利用者数/月	349	384	438	466	494	
	就労継続支援B型	人日分/月	33,286	36,751	41,888	44,320	46,752	
		利用者数/月	2,061	2,266	2,618	2,770	2,922	
	就労定着支援	利用者数/月	90	141	201	214	227	
	療養介護	利用者数/月	126	127	127	127	127	
	短期入所(福祉型、医療型)	人日分/月	1,911	1,857	2,230	2,277	2,325	
		利用者数/月	341	356	532	537	542	
	③居住系	自立生活援助(※1)	利用者数/月		4	17	17	17
		共同生活援助	利用者数/月	888	1,012	1,160	1,210	1,262
施設入所支援		利用者数/月	537	545	537	537	537	
地域生活支援拠点等【新設】(※2)		設置カ所数			1	1	1	
		検証・検討の実施回数/年			1	1	1	

※1 平成30年度新設事業(本市では令和元年度より事業所が開設)。

※2 地域生活支援拠点は前期の実績計上はないが、平成30年度から令和2年度はモデル事業として実施。

(2) 相談支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数/月	915	993	1,073	1,159	1,252
地域移行支援	利用者数/月	0.3	0.4	9.0	9.0	9.0
地域定着支援	利用者数/月	2.7	3.7	9.0	9.0	9.0

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
児童発達支援	人日分/月	4,615	5,266	5,806	6,096	6,401
	利用者数/月	554	642	735	786	842
放課後等デイサービス	人日分/月	19,700	20,442	24,640	26,960	29,500
	利用者数/月	1,673	1,715	2,053	2,247	2,458
保育所等訪問支援【新設】	人日分/月	0	0	10	10	10
	利用者数/月	0	0	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援(※)	人日分/月			50	50	50
	利用者数/月			10	10	10
福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	利用者数/月	40	49	58	58	58
障害児相談支援	利用者数/月	158	169	180	192	205
医療的ケア児に対する関連分野 の支援を調整するコーディネータ ーの配置人数	人/年	4	6	11	12	13
障害児等保育事業	人/年	537	591	629	643	650
放課後児童健全育成事業	人/年	387	338	373	377	373

※令和3年度から実施予定。

(4) 発達障害のある方等に対する支援

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
発達障害者支援地域協議会の開催	回	4	4	4	4	4
発達障害者支援センターによる相談支援	件	8,848	8,865	8,900	8,900	8,900
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	件	2,813	2,633	2,686	2,800	2,900
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件	10	8	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新設】(※)	人			150	200	290
ペアレントメンターの人数【新設】	人	27	27	29	31	33
ピアサポートの活動への参加人数【新設】	人	443	497	530	530	530

※ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムは、令和元年度及び令和2年度は準備期間として支援者養成研修を実施。令和3年度以降より研修を修了した支援者が保護者を対象に実施予定。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	2	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(※)	人/年	15	15	延 36	18	18
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定の有無	無	有	有	有	有
	評価実施回数/年	0	1	2	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数/月	0.3	0.4	9.0	9.0	9.0
精神障害者の地域定着支援	利用者数/月	2.7	3.7	9.0	9.0	9.0
精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	312	347	396	413	431
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月		4	9	9	9

※現在の委員数は18名であり、令和3年度は2回開催のため、延べ参加者数を見込量に設定。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組 (※)

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援	実施の有無			有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件			126	136	146
地域の相談支援事業者の人材育成支援	件			5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組	回			61	61	61

※基幹相談支援センターにおける取組。なお、基幹相談支援センターは令和2年7月に開設。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

サービスの種類	単位 (年間)	前期実績		今期見込量		
		H30	R 1	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	37	36	36	36	36
実地指導等の実施	回	97	70	100	100	100
集団指導の実施	回	1	1	2	2	2

(8) 地域生活支援事業

	サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量			
			H30	R 1	R 3	R 4	R 5	
① 必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	障害者相談支援事業	実施カ所数	16	16	16	16	16	
		基幹相談支援センター設置の有無	無	無	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	制度利用申請件数(障害)	15	20	15	15	15	
	意思疎通支援事業							
		①手話通訳者派遣事業	派遣人数	1,161	1,112	1,190	1,190	1,190
		②要約筆記*者派遣事業	派遣人数	130	65	65	65	65
		③手話通訳者設置事業	設置数	7	7	7	7	7
	日常生活用具給付等事業(※)							
		①介護・訓練支援用具	支給件数	97	119	119	119	119
		②自立生活支援用具	支給件数	167	172	172	172	172
		③在宅療養等支援用具	支給件数	233	239	239	239	239
		④情報・意思疎通支援用具	支給件数	226	248	248	248	248
		⑤排泄管理支援用具	支給件数	21,785	23,145	23,645	24,145	24,645
		⑥居宅生活動作補助用具	支給件数	30	28	28	28	28
		合計	支給件数	22,538	23,951	24,451	24,951	25,451
		手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	36	35	40	40	40
		移動支援事業	利用時間数	129,908	127,281	128,046	128,430	128,815
			利用者数	918	899	976	1,017	1,060
	地域活動支援センター(基礎的事業)	実施カ所数	14	14	13	13	13	
		利用者数	408	385	397	405	413	
	地域活動支援センター(機能強化事業)	実施カ所数	6	6	6	6	6	
		利用者数	165	211	181	181	181	

※本市では令和3年1月より給付事業から支給事業に切り替え。

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
専門性の高い相談支援事業						
①発達障害者支援センター 運営事業	実施カ所数	2	2	2	2	2
	利用者数	4,391	4,355	4,330	4,410	4,500
②障害児等療育支援事業	実施カ所数	5	5	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
①手話通訳者	養成講習 修了者数	11	5	20	20	20
②要約筆記者	養成講習 修了者数	14	20	10	10	10
③盲ろう者通訳・介助員	養成講習 修了者数	8	14	8	8	8
④失語症者向け意思疎通 支援者(※)	養成講習 修了者数			8	8	8
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
①広域派遣(手話通訳者・ 要約筆記者)	派遣人数	16	19	18	18	18
	派遣人数	558	493	528	528	528
②盲ろう者通訳・介助員	派遣人数	558	493	528	528	528
	派遣利用時間	2,164	1,953	2,277	2,460	2,657
広域的な支援事業						
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア 地域生活支援広域 調整会議等事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	ピアスタッフ人数	2	2	2	2	2
イ 地域移行・地域生活 支援事業	ピアスタッフ人数	2	2	2	2	2
②発達障害者支援地域協議 会による体制整備事業	協議会開催回数	4	4	4	4	4

①必須事業
※令和2年度開始事業。

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
日常生活支援						
①福祉ホームの運営	実施カ所数	2	2	3	3	3
	利用者数	27	29	47	49	49
②訪問入浴サービス	利用者数	119	112	114	115	117
③生活訓練等	利用者数	617	577	713	713	713
④日中一時支援	回数	1,973	2,056	9,612	9,612	9,612
	利用者数	26	17	599	599	599
⑤地域移行のための安心生活支援(※)	地域生活支援拠点設置の有無			有	有	有
⑥巡回支援専門員整備	実施児童館数	44	51	50	50	50
社会参加支援						
①レクリエーション活動等支援	参加者数	3,428	3,241	3,321	3,321	3,321
②芸術文化活動振興	参加者数	13,096	13,066	13,196	13,327	13,461
③点字・声の広報等発行	利用者数	651	622	550	517	486
④奉仕員養成研修						
ア 点訳奉仕員	養成研修修了者数	10	11	10	10	10
イ 朗読奉仕員	養成研修修了者数	8	8	10	10	10
⑤障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	新規相談件数	21	20	20	22	22
	研修開催回数	15	14	15	15	15

※地域生活支援拠点は前期実績計上はないが、平成30年度から令和2年度はモデル事業として実施。

(9) 地域生活支援促進事業

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	累積受講者数	45	76	90	95	100
発達障害者支援体制整備事業	マネジャー配置数	3	3	3	4	4
	マネジャー支援延件数	983	1,034	1,066	1,140	1,190
	自閉症センター相談延件数	6,711	7,751	9,001	9,401	9,801

サービスの種類	単位（年間）	前期実績		今期見込量		
		H30	R1	R3	R4	R5
発達障害者支援体制整備事業	セミナー等 開催回数	1	0	2	2	2
	サポートファイル 作成数	361	375	430	435	440
	自立支援事業 利用者数	10	10	10	10	10
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
医療的ケア児等総合支援事業	研修開催回数	1	1	1	1	1
	コーディネーター 配置人数	2	2	2	2	2
	医療型短期入所 事業所数	4	4	4	4	4
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
発達障害児者及び家族等支援 事業	ペアレントトレーニング等 受講者数(※1)	/	/	150	200	290
	ペアレント メンター数	27	27	29	31	33
	ピアサポート 参加人数	443	497	530	530	530
精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築推進事業	実施の有無	有	有	有	有	有
障害者 ICT サポート総合推進事 業(※2)	相談支援者数	/	28	50	50	50
	ボランティア 養成者数	/	2	4	4	4
重度訪問介護利用者の大学修 学支援事業(※3)	利用者数	/	1	1	1	1

※1 令和元年度及び令和2年度は準備期間として支援者養成研修を実施。令和3年度以降より研修を修了した支援者が保護者を対象に実施予定。

※2 令和元年度開始事業。

※3 令和元年度開始事業。

第5章 障害者施策を推進するための方策

本市では、「仙台市障害者保健福祉計画」において、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感ぜられる共生の都をともにつくる」を基本目標に掲げて障害者施策を推進しています。

障害のある方々に対し、生涯に渡り切れ目のない総合的な支援を行っていくために、「仙台市障害福祉計画（第6期）」と「仙台市障害児福祉計画（第2期）」、「仙台市障害者保健福祉計画」の3計画を一体的に推進する必要があります。

基本目標の実現に向けて、障害のある方を取り巻く状況等を踏まえ、障害者施策を推進するために、以下のことに取り組みます。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

当面の対応として以下の取組を進めますが、新型コロナウイルスに限らず今後新しい感染症等が発生・流行するなど、大きな影響を及ぼす事態が起きた場合は、その教訓を踏まえて、適宜適切な対応に努めます。

(1) 情報保障*の確保と各種イベント・研修の実施

障害のある方に新型コロナウイルス感染症に関する情報が広く行き届くよう、関係機関と連携し、障害の種類や程度に応じた適切な情報保障の確保に努めます。

また、各種イベントや研修については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン」を遵守しながら、着実な実施に努めます。

(2) 在宅で生活する障害のある方への支援と訪問系サービス提供の継続

障害のある方の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、一時的に在宅での生活が困難となった場合の受入体制を確保するとともに、訪問系サービスの提供が途絶えることのないよう、事業所への支援を進めます。

(3) 障害福祉サービス事業所等における感染防止対策の実施とサービス提供の継続

障害福祉サービスを行う事業所や施設における感染症拡大防止を図るため、衛生用品の配布など衛生管理体制の強化を図るとともに、事業所等の職員に対し感染防止に必要な知識・技術の情報発信等を行います。

また、事業所等において感染者が発生した場合にも、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう、備蓄する衛生・防護用品の速やかな配付や事業所等の消毒等の支援を行うとともに、県が構築を進める法人の枠を超えた応援職員派遣体制の確保に協力していきます。

2 今後取り組むべき事項

(1) 障害理解・差別解消の促進

一層の障害理解の促進のため、障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者等に対する啓発を強化するとともに、多様な広報方法を活用し効果的な周知啓発を進めます。また、障害者差別解消法の見直しに関する国の動向を注視しながら、差別相談への

対応を着実に進めます。

(2) 障害児相談支援体制の充実・強化

未就学児の発達相談を拡充し、発達に不安のある児童に対する支援の充実に努めます。また、アーチルと市内11カ所の児童発達支援センターが連携して、区保健福祉センター、地域の子育て支援機関、学校等の関係機関と支援方針を共有しながら、連携体制を強化するとともに、関係機関等に対する研修等人材育成に関する取組をさらに進めるなど、身近な地域で相談支援が受けられるよう相談支援体制の強化・拡充を図ります。

(3) 地域生活支援拠点・基幹相談支援センター等重層的な支援体制の拡充

障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点や基幹相談支援センターにおいて、緊急時の支援や中長期的な予防的視点でのコーディネート及び相談支援事業所等に対するサポートを実施することで、地域の相談支援体制の充実に努めます。

(4) 重度の障害のある方に対する支援の充実

重症心身障害児者や医療的ケア児者・**行動障害**のある方等が、障害福祉サービスを円滑に利用しながら地域で生活を送ることができるよう、放課後等デイサービス事業所やグループホームへの受入促進等に向けた支援の充実に努めます。

(5) 就労と社会参加の充実

障害のある方が働く喜びや生きがいを感じることができるよう、一般就労や福祉的就労*への支援により、障害者就労支援体制の充実に努めます。

また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を通じて、障害のある方が成果を発表する機会をつくとともに、障害のある方と**ない方**との交流の場を創出するため、ボランティアの育成等による障害者スポーツのすそ野の拡大や文化芸術活動の振興に取り組んでいきます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

子育てや教育等の庁内関係部署や、市民や事業者等の福祉の担い手となる様々な主体と協働して、計画を推進していきます。

また、学識経験者や障害当事者、障害者団体や関係機関で構成される仙台市障害者施策推進協議会において、計画の進捗等に関する監視や調査等を実施していきます。

2 各主体の役割

(1) 行政（仙台市）

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組み作りを推進していきます。

(2) 障害者団体・事業所

団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業

障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取組が期待されます。

(4) 地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

(5) 市民

市民一人ひとりが障害や障害のある方への理解を深め、正しい知識と意識を持って、障害のある方もない方もともに暮らす社会の実現に向けて努力していく必要があります。

3 計画の普及・啓発

本市ホームページへの掲載や市区庁舎等での配布により、本市の障害者施策の考え方や内容について広く市民に周知していきます。

また、計画冊子に音声コードを添付するほか、点字版、テキスト版、デイジー版、音声版、拡大版及び平易版の計画を作成し、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障を充実していきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

到達目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。

当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて

所要の対策を検討・実施していきます。

資料編

【目次】

1 本計画策定の経緯	31
2 関係条例等	33
3 障害福祉サービス等についての説明	37
4 用語の解説	44

本計画策定の経緯

1 策定の経過

令和2年6月 25 日	第1回仙台市障害者施策推進協議会（諮問、計画策定）
10月 23 日	第2回仙台市障害者施策推進協議会（計画中間案骨子）
12月 1 日	第3回仙台市障害者施策推進協議会（計画中間案、パブリックコメント概要）
12月 17 日 ～令和3年1月 22 日	パブリックコメント実施
3月 5 日	第4回仙台市障害者施策推進協議会（計画最終案）
3月 16 日	答申

2 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿(五十音順・敬称略)

委員名	所属・職名
阿部 一彦【会長】	東北福祉大学総合福祉学部 教授/社会福祉法人仙台市障害者福祉協会 会長
大坂 純【副会長】	東北こども福祉専門学院 副学院長
安達 文洋	仙台公共職業安定所 職業相談部長(平成31年4月1日から)
岩槻 利克	心のネットワークみやぎ 会長(令和2年3月31日まで)
奥田 妙子	社会福祉法人愛泉会 幸泉学園施設長
小野 彩香	特定非営利活動法人 Switch 副理事長・常務理事/ 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
小幡 佳緒里	仙台弁護士会(高齢者・障害者の権利に関する委員会委員)
川村 和久	かわむらこどもクリニック 院長/一般社団法人仙台市医師会 理事
菅野 淑江	特定非営利活動法人グループゆう 仙台市サンホーム園長
佐々木 寛成	佐々木歯科クリニック 院長/一般社団法人仙台歯科医師会 理事
柴田 和子	宮城県自閉症協会 副会長
鈴木 清隆	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 常務理事(令和2年3月31日まで)
清野 智賀子	みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチームセタ 代表
高橋 淳子	社会福祉法人共生福祉会 仙台ワークキャンパス園長
瀧澤 仁史	仙台公共職業安定所 職業相談部長(平成31年3月31日まで)
寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 常務理事(令和2年6月1日から)
中嶋 嘉津子	仙台市障害者スポーツ協会 理事
中村 晴美	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会 副会長
西尾 雅明	東北福祉大学せんだんホスピタル 副院長/一般社団法人仙台市医師会
支倉 敦子	全国膠原病友の会宮城支部 支部長/宮城県患者・家族団体連絡協議会 理事
原 新太郎	仙台市教育局特別支援教育課長
三浦 剛	東北福祉大学総合福祉学部 教授
山下 はる奈	特定非営利活動法人シャロームの会 就労支援員・ピアスタッフ(令和2年6月1日から)

3 中間案への意見募集(パブリックコメント)

(1)意見募集期間

令和2年12月17日(木曜日)から令和3年1月22日(金曜日)

(2)意見募集方法

- ・市政だより(令和3年1月号)及び市ホームページに掲載
- ・本市施設等における配布・閲覧の実施
 - 各区役所・総合支所の総合案内及び障害高齢課・保健福祉課、
 - 障害福祉部各公所(障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、
 - 北部及び南部発達相談支援センター)、市民のへや、市政情報センター、
 - 宮城野区・若林区・太白区情報センター、
 - 各市民センター、図書館、仙台市福祉プラザ等
- ・障害福祉関連の各種団体、障害福祉サービス事業所・施設、特別支援学校、精神科病院への送付
- ・関係附属機関等の委員や障害者相談員への送付

(3)意見提出方法

専用はがき、郵送、電子メール、ファクス、みやぎ電子申請、その他障害に応じた提出方法

(4)情報保障

- ・点訳版を各区役所・総合支所及び障害者総合支援センターに閲覧用設置
- ・ルビ付き版、平易版(わかりやすい言葉づかいで記載したもの)及びテキストデータを市ホームページに掲載

(5)意見提出人数・件数

- ・提出数 13件(内訳 専用はがき6、みやぎ電子申請4、電子メール2、ファクス1)
- ・意見件数 42件

(6)意見の内訳

項目	件数
計画全般	4件
第1章 計画策定の概要	3件
第3章 到達目標	4件
第4章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策	5件
第5章 障害者施策を推進するための方策	5件
第6章 計画の推進	2件
事業・サービス等	16件
その他	3件
合計	42件

関係条例等

1 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和 63 年 12 月 20 日

仙台市条例第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 6、3・平 13、10・平 17、3・平 23、10・平 24、3・改正）

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

（平 6、3・改正）

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平 24、3・改正）

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平6、3・改正）

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成6年5月規則第49号で、平成6年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第2条第2項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成7年5月31日までとする。

附 則（平13、10・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平17、3・改正）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成17年8月規則第92号で、附則ただし書に係る規定は、平成17年8月10日から施行)

附 則（平23、10・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平24、3・改正）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(平成24年5月規則第54号で、附則第1項ただし書に係る規定は、平成24年5月21日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

2 仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成 30 年 3 月 8 日
仙台市障害者施策推進協議会決定

第1 趣旨

仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める次に掲げる事務を一体的に行い、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

- 1 障害者基本法第 36 条第 1 項第 2 号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- 2 障害者総合支援法第 88 条の 2 に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること
- 3 児童福祉法第 33 条の 21 に定める市町村障害児福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第2 計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画をいう。

第3 監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法により行うものとする。

1 監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎年度、前年度の状況又は見込み量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

- ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業
- イ 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等
- ウ 仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量
- エ 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例(以下「条例」という。)に基づいて実施する事業

2 調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会若しくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

3 分析及び評価

協議会は、1監視及び2調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第4 監視等の進め方

監視等の進め方は、毎年度、協議会において決定する。ただし、第3の1監視に係る資料については、毎年9月を目途に作成するものとする。

第5 その他

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。

障害福祉サービス等についての説明

本編第4章の「3 見込量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を項目ごとに説明します。

1 障害福祉サービス

①訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
②日中活動系	生活介護	日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	企業などに雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援A型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います(雇用契約を結びます)。
	就労継続支援B型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います(雇用契約を結びません)。
	就労定着支援	一般就労に移行した方の就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などへの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図ります。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。

	短期入所(福祉型、医療型)	自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
③ 居住系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	地域生活支援拠点等	障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援を行います。

2 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害のある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適應することができるよう支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適應のための専門的な支援などの必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重い障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを習得して集団生活に適應することができるよう支援を行います。
福祉型障害児入所施設・医療型障害児	障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童

入所施設	に対して、保護、日常生活の指導、治療などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らしていけるようにするための支援を総合的に調整する者を指します。
障害児等保育事業	保育施設等において保育が可能な、障害等のある生後5か月以上の児童の保育を行います。
放課後児童健全育成事業	就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。

4 発達障害のある方等に対する支援

発達障害者支援地域協議会	自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。
発達障害者支援センター	発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のある方、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などを行う機関を指し、仙台市では北部及び南部アークを指します。
発達障害者地域支援マネジャー	発達障害児者の支援に相当の経験と知識のある社会福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者を指します。
ペアレントトレーニング	障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容を目的に、褒め方や指示などの具体的な教育スキルを獲得することを目的としたトレーニングを行います。
ペアレントプログラム	保護者が子どもの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレーニングの前段階の基本トレーニングとして位置づけられます。
ペアレントメンター	発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、地域資源に関する情報を提供するとともに、孤立感や不安を軽減するようサポートを行います。

ピアサポート	同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うことを指します。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)
--------	---

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場	仙台市では、仙台市精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。
---------------------	---

※精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助及び自立生活援助については、「1 障害福祉サービス」と「2 相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神障害のある方に限定したものになります。

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センター	仙台市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。
------------	---

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する研修への参加や相談支援従事者初任者研修の聴講などにより、支援の質の向上に努めます。
実地指導等	指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に「実地指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正の疑いがある場合等に「監査」を行います。
集団指導	指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合、または、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法により行います。

8 地域生活支援事業

① 必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。
	障害者相談支援事業	障害のある方、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある方や

		精神障害のある方などが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬分の費用について補助を行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳や音訳などによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のある方に対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
① 必須事業	日常生活用具給付等事業	重い障害がある方などに対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など6種の用具の購入費等を支給します(仙台市では、令和3年1月に給付事業から支給事業に切り替え)。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方が外出するための支援を行います。
	地域活動支援センター(基礎的事業・機能強化事業)	地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。
	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターとして位置づけられる発達相談支援センター(南北アーチル)において、来所や訪問による相談を受け付けます。
	障害児等療育支援事業	障害のある方や障害のある児童、その家族の様々な相談に応じて療育指導を行うことにより、地域生活を支援します。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者(手話通訳者と要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者)の養成研修を行います。
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者と要約筆記者の広域派遣を行います。また、盲ろう者通訳・介助員の派遣も行います。
	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うために、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。 また、精神障害の当事者としての視点を活かして、精神障害のある方が自らの疾患や病状について正しく理解することを促し、退院への意欲を喚起するため、ピアスタッフの採用を行い地域移行・地域定着を支援します。
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	発達障害者支援地域協議会(39ページに説明あり)を運営します。

②任意事業	福祉ホームの運営	住居を必要とする障害のある方に対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。
	訪問入浴サービス	自宅の浴槽で入浴が困難な重い身体障害のある方に対して、自宅への訪問により入浴などのサービスを行います。
	生活訓練等	日常生活に必要な訓練を行うことに対する支援を行います。
	日中一時支援	自宅で介護を行っている方が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	地域移行のための安心生活支援	地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置を行います。仙台市では、地域生活支援拠点においてこれらの支援を行います。
	巡回支援専門員整備	障害のある児童等の要支援児が利用している児童館において、要支援児への適切な対応を図るため、学識経験者が児童の様子を観察し、児童館職員への助言等を行います。
	レクリエーション活動等支援	障害のある方の体力向上や交流・余暇活動などの推進、障害者スポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
	芸術文化活動振興	障害のある方の芸術・文化活動を支援する講座などを実施します。
	点字・声の広報等発行	点訳、音訳などにより、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をするうえで必要な情報を定期的に提供します。
	奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業	意思の表出に高い困難性を有する重い障害がある方が、重度障害者用意思伝達装置等を活用しコミュニケーションを取り続けられるよう、技術的な支援をします。	

9 地域生活支援促進事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害のある方が日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。
発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するとともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のある方に対する乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行います。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待発見時の迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体

	<p>制の強化、虐待を受けた方の保護及び安全確保のための体制整備などに関する取組を行います。</p>
<p>医療的ケア児等総合支援事業</p>	<p>医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター等を養成する研修を実施します。また、医療型短期入所の利用希望者が円滑にサービスを利用するための調整や、事業所間の連携強化等を図るためのコーディネーターの配置等を行います。</p>
<p>成年後見制度普及啓発事業</p>	<p>研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通じて、成年後見制度の利用を促進し、障害のある方の権利擁護を図ります。</p>
<p>発達障害児者及び家族等支援事業</p>	<p>ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピアサポートの推進等により、発達障害児者やその家族に対する支援体制を整備します。</p>
<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業</p>	<p>保健・医療・福祉関係者による協議の場（仙台市精神保健福祉審議会）を通じて、地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。具体的には、精神障害者家族支援事業や精神障害者退院促進支援事業、災害時地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。</p>
<p>障害者 ICT サポート総合推進事業</p>	<p>視覚障害のある方に ICT 機器の紹介や利用に係る相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサービス利活用や、ICT 機器の操作について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。</p>
<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</p>	<p>重い障害のある方が大学等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間（原則として最長1年間）、大学等への通学中と大学等の敷地内における身体介護等を提供します。</p>

用語の解説

あ行

No.1 一般就労【初出 7ページ】

企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働き方。 ※関連用語 No.18「福祉的就労」

No.2 医療的ケア児【初出 4ページ】

日常的に経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助などの医療的な生活援助行為を必要とする子ども。

か行

No.3 介護給付【初出 6ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴の介助等のいわゆる介護に関する給付。

No.4 訓練等給付【初出 6ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の訓練に関する給付。

No.5 合理的配慮【初出 4ページ】

障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。 ※関連用語 No.7「(障害を理由とする)差別」

No.6 心のバリアフリー【初出 5ページ】

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うこと。

さ行

No.7 (障害を理由とする)差別【初出 4ページ】

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のない方にはつけない条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。 ※関連用語 No.5「合理的配慮」

No.8 サポートファイル【初出 17ページ】

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護者の願い(ニーズ)や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録や施設や学校での個別支援計画等

をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者間での情報共有等に役立てる。主に移行期に活用することで効果が期待される。本人・保護者と支援機関等とが協働してファイルを作成し、本人・保護者が管理する。

No.9 指定難病【初出 5ページ】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が指定するもの。

No.10 重症心身障害児【初出 7ページ】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害児」、さらに成人した方を含めて「重症心身障害児者」という。仙台市では大島分類における広義の定義に基づき重症心身障害児者を定義している。

No.11 障害者法定雇用率(制度)【初出 4ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主に対し、従業員の一定割合(法定雇用率)以上の割合で障害のある方の雇用を義務付けるもの。令和3年3月1日より法定雇用率が引き上げとなり、民間企業で2.3%、国・地方公共団体等で2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%となった。

No.12 小児慢性特定疾病【初出 5ページ】

18歳未満の児童(ただし、18歳到達時点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の者を含む。)がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

No.13 情報保障【初出 26ページ】

障害のある方が情報を入手するにあたって、代わりの方法(手話、要約筆記、点字、音声データなど)を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。※関連用語 No.21「要約筆記」

No.14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム【初出 16ページ】

精神障害のある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたケアシステム。

た行

No.15 地域生活支援事業【初出 16ページ】

障害者総合支援法に基づき、地域の実情や利用者の状況に応じて、地方公共団体が柔軟な形態で実施することが可能な事業。※関連用語 No.16「地域生活支援促進事業」

No.16 地域生活支援促進事業【初出 17 ページ】

地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。※関連用語 No.15「地域生活支援事業」

は行

No.17 ピアサポーター【初出 15 ページ】

同じような悩みや背景を持つ方、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うことをピアサポート、ピアサポート活動を行っている方をピアサポーターという。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

No.18 福祉的就労【初出 27 ページ】

障害のある方が企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働き方。※関連用語 No.1「一般就労」

ま行

No.19 盲ろう【初出 4 ページ】

視覚と聴覚の両方に障害のある方。それぞれの障害の程度によって、「まったく見えないし聴こえない」、「まったく見えないが少し聴こえる」、「少し見えるがまったく聴こえない」、「少し見えて少し聴こえる」など、その方により状況は大きく異なる。

や行

No.20 ユニバーサルデザイン【初出 5 ページ】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

No.21 要約筆記【初出 22 ページ】

聴覚障害のある方への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。※関連用語 No.13「情報保障」